

事業計画書

景気は好転していると言われておりますが、貧困、虐待、孤立死、自殺等深刻な福祉課題、生活課題は依然として多く、地域でのつながりの希薄化が進むなか、課題を抱えた方が誰にも気づかれることもなく、自ら助けを求めることもできない状況が問題となっております。昨年度実施いたしました住民懇談会を引き続き開催するとともに地域担当の2名増により体制を強化し、地域の皆様とつながりのある誰もが安心安全に住み続けることが出来る地域づくりを推進します。

2次地域福祉活動計画につきましては、地域の皆様の協力をいただき昨年度に2度に渡り実施いたしました住民懇談会等を踏まえて策定いたします。

本年度より障がい者基幹相談支援センター事業を市から受託し、身体障がい、知的障がい、精神障がい等に対応したワンストップ相談窓口として、また、障がい者虐待防止センターとして障がいのある方が自分らしく生きていただける支援をするとともに、権利擁護支援センターとして成年後見にも取り組み、権利擁護を必要とする方に総合的な支援を実施していきます。

また、ボランティア事業につきましては、住みなれた地域で住み続けていくために、少しの手助けをお願いする有償ボランティアについて検討していきます。

引きこもりが社会問題となっていることや住民懇談会において気軽に集える場がほしいとの意見が多く出されていたことを踏まえて、ボランティアや高齢者・障がい者・子育て中の方等、誰もが気軽に集える場（仮称コミュニティカフェ）を確保するため建物の改修をします。

以前からの課題でありましたホームページですが、情報化社会にあって見やすく適切且必要な情報を速やかに発信するためにリニューアルし、広報を充実いたします。

市民の皆様が必要とされる社協を目指して以下のとおり個別事業を推進して参ります。

〔1〕 法人運営関係

法人の核となる理事・評議員との連携を深め、社協組織の強化を目指し、市民に必要とされる法人運営に取り組んでいく。

1. 理事会

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 定例理事会の開催 | 10回 |
| (2) 定例三役会の開催 | 随時 |
| (3) 担当理事会の開催 | 随時 |

- | | |
|----------------|----|
| 2. 評 議 員 会 | |
| (1) 定例評議員会の開催 | 3回 |
| 3. 研 修 会 | |
| (1) 理事・監事研修会 | 1回 |
| (2) 評議員研修会 | 1回 |
| 4. 社協事業会計監査の実施 | 1回 |

〔2〕 地域福祉事業の推進

地域に暮らす誰もが安心して暮らせる街づくりを目指し、引き続き市内全地区に設置している14地区福祉委員会の支援ときめ細かく活動が取り込まれている支部福祉委員会への支援強化を図る。

また、「障がい者社会参加促進事業」については、地区・支部で障がい児者を巻き込んだふれあいサロンがより多く開催されるよう努める。

さらに、昨年度から市と連携して策定している「地域福祉活動計画」の為に住民座談会の成果から年1回地区単位での住民座談会を実施し地域のニーズ発掘に努める。

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1. 連絡会等の開催 | |
| (1) 地区福祉委員会連絡会の開催 | 4回 |
| (2) 子育てサロン実施地区連絡会の開催 | 1回 |
| (3) 支部連絡会の開催 | 1回 |
| (4) 地区単位での「地域住民座談会」の開催 | 1回 |
| 2. 講習会・講座・研修会等の開催 | |
| (1) 小地域を支えるボランティア講座の開催 | 1回 |
| (2) 機関紙づくり方講習会の開催 | 1回 |
| (3) 子育てサロン実施地区研修会の開催 | 1回 |
| (4) 先進地視察研修会の開催 | 1回 |
| (5) 小地域ネットワーク活動報告集会の開催 | 1回 |
| (6) ボッチャ教室、交流大会の開催 | 4回 |
| (7) その他、必要な研修会等の開催 | |
| 3. 助成金の交付 | |
| (1) 活動実績に応じた地区福祉委員会活動助成金の交付 | |
| (2) 新規子育てサロン立ち上げ助成金の交付 | |
| 4. その他 | |
| (1) 社協だよりへの地区（支部）活動の掲載 | |
| (2) 協力員ボランティア保険の加入促進 | |
| (3) 地域活動推進のために必要な冊子・パンフレットの作成 | |
| (4) 見守り対象者ファイルの整備と配布 | |
| (5) 地域あんしんシステムの普及と登録 | |
| (6) 障がい児者を巻き込んだ「地域ふれあいサロン」の普及 | |
| (7) 他機関、研修会・講習会への参加 | |

〔3〕災害に強い街づくり事業の推進

来るべき災害に備え、地域の自主防災組織の立ち上げや防災訓練への継続的な支援を行うとともに、災害時の要支援者の個別支援計画を行政及び関係機関と協力のうえ策定していく。さらに平時から災害意識の高揚に努め、災害発生時には迅速に対応する為に社協災害救援マニュアルの理解に努め、関係機関と連携を取りながら災害に強い街づくりを目指す。

1. 関係役職員を対象とした災害発生時のシミュレーションの実施
2. 自主防災組織立ち上げに向けての地域支援
3. 図上訓練用マップの提供及び防災訓練の支援
4. 災害時要支援者支援の啓発
5. 災害発生地への職員派遣
6. 他機関の開催する研修会・講習会への参加

〔4〕ボランティアセンター事業の推進

市民にボランティア活動を周知し、理解と関心を深めるためにボランティアフェスティバルを開催し、新たなボランティアの発掘や、登録ボランティアの資質向上を図る為各種講座を開催する。

また、泉佐野おもちゃ修理隊の独立にむけての支援や、一人暮らしの高齢者、障がい児者の暮らしを応援するボランティアグループの立ち上げを目指す。

さらに、日常生活に不便を感じておられる方や、身近に頼める人がいなくてお困りの方などに対し、新たな支援の方法として有償ボランティアを養成するため養成講座を開催する。

昨年から実施してきたひきこもりや、社会参加が苦手な高齢者や障がい者の社会参加を目指したほっとサロンを強化し、ボランティアをはじめ誰もが集える場としてカフェ（仮称コミュニティカフェ）をオープンする。

1. ボランティアセンター事業
 - (1) ボランティアセンター運営委員会の開催 4回
 - (2) ボランティア運営委員視察研修会の開催 1回
 - (3) ボランティアセンターの定期的清掃 2回
 - (4) ボランティアセンター登録施設(団体)連絡会の開催 2回
 - (5) 登録ボランティアへの名札の配付
 - (6) ボランティア保険の説明と加入
 - (7) 善意銀行のPRと年間配分計画の答申・払出し
 - (8) ひとことポスト設置の充実
 - (9) 関係機関団体等との連携及び支援
 - (10) 市民を対象としたボランティアグループへの活動助成金の交付
 - (11) ボランティア運営委員、登録ボランティアによるボランティアセンター当番の実施

2. サロン・ド・ボランティア推進事業
 - (1) サロン・ド・ボランティアの開設 1 2 回
(12月はサロン・ド・クリスマス開催)
 - (2) ボランティアアドバイザー連絡会の開催 1 2 回
 - (3) 新規登録施設(団体)によるミニ研修の開催 随時
 - (4) サロン・ド・ボランティア喫茶担当者連絡会の開催 1 回
 - (5) アドバイザーによる相談及び連絡調整の充実
3. ボランティアグループ事業
 - (1) 登録ボランティアグループ連絡会の開催 2 回
 - (2) 朗読ボランティア連絡会の開催 1 回
 - (3) 備品の無償貸し出し
 - (4) ボランティアグループの研修、活動のため会議室を減免にて提供
 - (5) 社会福祉協議会が実施する事業への協力依頼
 - (6) 泉佐野おもちゃ修理隊独立の支援
 - (7) 泉佐野暮らしの応援隊の立ち上げ支援
4. 広報・啓発の強化事業
 - (1) 社協だよりによるボランティアセンターの PR
 - (2) 内部情報誌『ボランティアニュース』の発行 3 回
 - (3) 広報部会の開催 随時
 - (4) ホームページの充実
 - (5) 活動写真パネルの新規作成と展示
5. 講座及び研修会等の開催事業
 - (1) 新規登録ボランティアの為に「ボランティア入門講座」の開催 2 回
 - (2) 新規ボランティア発掘の為に「はじめてのボランティア講座」の開催 2 回
 - (3) 登録ボランティア資質向上の為に「ステップアップボランティア講座」の開催 1 回
 - (4) 登録ボランティア資質向上の為に「ボランティア研修・交流会」の開催 1 回
 - (5) 有償ボランティア養成講座の開催 1 回
6. 各種イベントの開催
 - (1) 社協チャリティバザーの開催
 - (2) 社協ふれあいクリスマス会の開催
 - (3) 障がい児者ふれあい交流会（障がい者社会参加促進事業）の開催
 - (4) ボランティアフェスティバルの開催
 - (5) ほっとサロンの開催
 - (6) (仮称) コミュニティカフェの開催

〔5〕総合相談事業の推進

身近な相談窓口として心配ごと相談所を関連団体の協力によって開設する。

1. 心配ごと相談所の開設

- (1) 開設日 毎週 1 回（月曜日・午後 1 時～4 時）

- | | |
|------------------------|----|
| (2) 心配ごと相談所連絡会及び研修会の開催 | 1回 |
| (3) 心配ごと相談所出張相談所の開催 | 1回 |
| (4) 心配ごと相談所の啓発 | 随時 |

〔6〕コミュニティソーシャルワーカー（CSW）設置事業の推進

複雑な課題を抱えた方への相談による支援。

1. 地区福祉委員会及び関係機関との連携
2. 心配ごと相談所への助言、連絡調整及び関係機関等との連携による地域でのネットワーク作りの推進

〔7〕在宅福祉活動の推進

在宅の高齢者や障がい者等の人たちが、安心して生活できるように地域住民の福祉ニーズに適応した在宅福祉活動を支援する。

1. 高齢者（世帯）給食サービス事業の実施
 - (1) 配食日 普通給食（週1回・火曜日／昼食）
おせち料理（12月31日／大晦日）
 - (2) 配食数 年間約2,000食（54食×37回・おせち料理含む）
 - (3) 施設（団体）連絡会の開催 1回
 - (4) 調理補助ボランティア連絡会の開催 1回
 - (5) キイステーション連絡会の開催 1回
2. 福祉車両及び車椅子の貸し出し
 - (1) 福祉車両及び車椅子の貸し出しPR
 - (2) 福祉車両及び車椅子の整備・点検

〔8〕地域包括支援センター事業の推進

地域包括支援センター事業では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを目的に活動を行う。

高齢社会（ニーズの増大・単身世帯や認知症の人の増大）を見据えて、介護・医療・見守りなど様々な生活支援や権利擁護などを地域において包括的継続的に進めるための地域包括ケアシステムの構築に向けて事業展開する。

1. 支援の基盤整備
 - (1) 地域包括ケア会議の開催
 - (2) 高齢者虐待防止ネットワークの開催
 - (3) 在宅介護支援センターや地域関係機関との連携した活動
 - (4) 地域包括支援センターの広報
2. 総合相談・権利擁護
 - (1) 高齢者の総合相談、相談後の対応
 - (2) 成年後見制度の活用支援
 - (3) 高齢者虐待への対応・防止活動

- (4) 消費者被害防止活動
- (5) 認知症高齢者に対する支援活動
 - ・ 認知症サポーター養成
 - ・ 徘徊 SOS ネットワーク事業
 - ・ 認知症カフェ開催 等
- 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - (1) 介護支援専門員に対する個別および体制構築
 - (2) サービス担当者会議開催支援
 - (3) 事業者向け研修の開催
 - (4) 多職種連携事業
- 4. 介護予防マネジメント
 - (1) 要支援者・2次予防事業対象者に対する介護予防ケアプランの作成
 - (2) ケアプランに対するモニタリング・評価
 - (3) 給付管理請求業務
 - (4) 居宅介護支援事業者との連携
 - (5) 介護予防推進活動
- 5. 介護支援サポーター事業

〔9〕基幹相談支援センター事業の推進

基幹相談支援センターでは、障がい者とその家族が、地域で安心して暮らすとともに、多様な社会参加を行うことができることを目的に活動を行う。

本年度、新たに泉佐野市・田尻町から受託し、新たな体制のなかでの基盤整備に取り組む。

- 1. 基幹相談支援センター業務
 - (1) 障がい者の総合相談とスクリーニング
 - (2) 相談支援事業所に対する助言・支援
 - (3) 相談支援事業所が作成したサービス等利用計画及び地域移行支援計画の評価
 - (4) 障がい者の地域移行・地域定着をすすめるための体制整備
 - (5) 障がい者当事者が障がい者等の相談支援を行うピアカウンセリングの推進
 - (6) 自立支援協議会の事務局運営
 - (7) 事業所連絡会のコーディネート
 - (8) 基幹相談支援センターの周知のための取り組み
- 2. 障がい者虐待防止センター業務
 - (1) 障がい者虐待の通報受理
 - (2) 障がい者虐待への対応・防止活動
 - (3) 障がい者虐待防止のための広報・啓発活動
- 3. 権利擁護支援センター業務

- (1) 成年後見制度の活動支援
- (2) 市民後見人の養成
- (3) 法人後見人の受任

〔10〕 広報宣伝活動の推進と備品の貸し出し

社協や地域福祉についての理解を深めるため、活動を周知し、必要な人に必要な情報が届くように的確な情報提供を行う。広報や情報提供をより広い対象に効果的に行うため、ホームページの見直しを行う。また、市民の福祉活動の充実のため備品の貸し出しを行う。

1. 広報紙『社協だより』の発行と配布 年6回
2. 社協『ホームページ』による福祉情報の発信
3. 福祉啓発 DVD 等の貸し出し
4. 社協備品の貸し出し
5. その他、社会福祉に関する情報の提供

〔11〕 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の十分でない高齢者や障がい者の生活にかかわる相談に応じたり、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、日常生活のサポートを行い要援護者の自立支援を推進する。

1. 日常生活自立支援事業の利用促進
 - ・ 啓発活動と適切な利用者支援
2. 日常生活自立支援事業関連制度との連携推進
 - ・ 成年後見制度の情報提供と利用支援

〔12〕 社会福祉協議会会員組織の充実と自主財源の強化

市民の地域福祉活動に対する理解と認識をより一層深め、“社協会員”の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保をはかる。

〔13〕 共同募金事業の推進

地域福祉活動を支えると共に「たすけあいの精神」を伝える募金活動を推進する。

〔14〕 低所得世帯への支援

低所得世帯の自立を支援する大阪府社協の実施する大阪府生活福祉資金等の貸付業務を実施する。

〔15〕 民生委員児童委員活動との連携強化

泉佐野市民児協では、住民の立場に立った「寄り添う」身近な相談・支援活動を行っている。また、従前からの高齢者や障がい者の方への支援や、子育てや子どもの見守り活動、さらには災害に備えたまちづくりに取り組むなど、地域福祉の推進に努めている。引き続き民生委員児童委員協議会と協働で、必要

な支援を行うことを推進する。

〔16〕 市立社会福祉センターの管理運営

地域福祉を推進する活動拠点として、また住民の福祉推進の場である当センターの管理運営は社協が受託して9年目を迎え、市民に親しまれる“福祉センター”となれるよう次の項目に留意して運営を推進する。

1. 市民の誰もが気軽に集え、安全に利用しやすい環境づくりに努める。
2. 効果的・効率的に施設の維持管理をするとともに、経費の節減に努める。
3. 職員と利用者が協働して、人権と防災意識の高揚に務める。
4. 高齢者・障がい者の交流機会づくりに努める。